主任技術者の兼務 災害復旧工事 特例措置 (例)

1	A工事(通常) B工事(通常) 請負金額 4,000 万円 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者 専任の主任技術者	0	それぞれの工事が専任の主任技術者を置くこととされているが、「当面の取扱い」により、兼務可能
2	A工事(通常) B工事(通常) 請負金額 4,000 万円 請負金額 3,000 万円 専任の主任技術者 主任技術者	0	専任の主任技術者を置くこととされている工事を含む が、「当面の取扱い」により、兼務可能
3	A 工事(通常) 請負金額 3,000 万円 主任技術者 B 工事(通常) 請負金額 3,000 万円 主任技術者	0	それぞれが専任の主任技術者を置くこととされていな い工事であることから、兼務可能
4	A工事(通常) B工事(通常) 請負金額 4,000 万円 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者 専任の主任技術者 C工事(通常) 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	×	それぞれの工事が専任の主任技術者を置くこととされており、災害工事を含まないため、「今回通知の取扱い」が適用されず、兼務不可
(5)	A工事(通常) B工事(通常) 請負金額 4,000 万円 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者 専任の主任技術者 C工事(災害) 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	0	それぞれの工事が専任の主任技術者を置くこととされているが、災害工事を含むため、「今回通知の取扱い」が適用され、兼務可能
6	A工事(通常) B工事(通常) 請負金額 4,000 万円 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者 専任の主任技術者 C工事(災害) 請負金額 3,000 万円 主任技術者	0	専任の主任技術者を置くこととされている工事を含むが、災害工事を含むため、「今回通知の取扱い」が適 用され、兼務可能
7	A工事(通常) B工事(通常) 請負金額 3,000 万円 請負金額 3,000 万円 主任技術者 主任技術者 C工事(災害) 請負金額 3,000 万円 主任技術者	0	それぞれが専任の主任技術者を置くこととされていな い工事であることから、兼務可能
8	A(市)工事(通常) B(県)工事(通常) 請負金額 4,000 万円 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者 専任の主任技術者 C(市)工事(災害) 請負金額 3,000 万円 主任技術者	Δ	専任の主任技術者を置くこととされている工事を含むことと、災害工事を含むため、「今回通知の取扱い」の適用となるが、本市以外の工事を含むため、本市以外の発注者の承認が必要となる。

*技術者の現場専任となる工事とは、工事1件の請負金額が4,000万円以上の工事 (建築一式工事の場合は8,000万円)

上表の例では、専任を要する工事を4,000万円、専任を要しない工事を3,000万円としている。

- *「当面の取扱い」とは、「主任技術者の専任に係る取扱いについて」
- *上表は件数の判断のみの例である。兼務に係るその他の判断基準をすべて満足している必要がある。また、件数にかかわらず兼務を認めない工事もある。
- *例⑧本市以外の発注者とは、国・県・民間工事等、個人住宅を除くほとんどの工事発注者である。
- *下請契約を行う場合、下請負金額の合計が4,500万円以上となる場合は専任の監理技術者の配置が必要となる。 (建築一式工事の場合は7,000万円)
- * A工事、B工事、C工事の契約順番を問わない。